

会議名		第2回 内灘町外部評価委員会
日時		平成26年11月7日(金) 13:25~16:00
場所		4階 404・405会議室
出席者	委員	木村高宏 委員長、小林清 委員、松川祐子 委員、濱田陽子 委員、森眞一郎 委員
	事務局(財政課)	中西昭夫 財政担当部長、長谷川徹 課長、松井賢志 課長補佐、長田英樹 主事
審 議 内 容		
事務局		13:25 委員会開始 冒頭あいさつ 進行について説明
町民生活課		13:30 議事開始 1. 乳児及び児童医療費助成事業について (説明員：大徳茂 町民福祉部長、松岡裕司 町民生活課長、中川裕一 課長補佐) 評価シートについて概要説明及び2次評価についての説明
委員		【質疑応答】 条例を見ると、対象となるのは医療保険各法による保険に加入していて、生活保護の適用を受けていない者となっているが、生活保護を受けている家庭の子どもに対しては他の支援等があるのか。また健康保険であれば個人負担は3割だと思うが、その額から1,000円引いた額を助成するのか。
町民生活課		生活保護の方は、医療機関に行く前に町に申請をし、その申請書を持って医療機関に行くことで費用はかかりません。子どもにも適用される。1,000円負担に関しては、月にかかった医療機関の領収書を全て持ってきていただき、そこから1,000円引いた額を助成している。
委員		1年分をまとめて申請した場合も1,000円の負担なのか。
町民生活課		月毎に計算する。
委員		現物支給方式とはどういったものか。
町民生活課		対象者が医療機関に行った際に費用を払い申請をするのではなく、本人負担分については町から直接医療機関へ支払うという方式。
委員		申請期間は今現在5年なのか。
町民生活課		5年としている。ただし5年前の申請をする方はほとんどいないのが現状。
委員		申請主義のため、制度を知らない町民の方がいるのではないか。
町民生活課		乳児医療費の助成は全国的にある制度なので、知らないといった事はないと考えている。知っていても、医療費が少額の場合は申請していない方もいるかもしれない。
委員		資料にある、金沢市の場合の自動償還とはどういうものか。

町民生活課	一般的な償還払いは、一旦医療機関で支払し、領収書を役場へ持ってきて手続きをするが、自動償還の場合は医療機関からの情報にもとづき、利用者の方へ還付される仕組みとなる。
委員	自動償還であれば申請忘れ等による漏れは無いということによいか。
町民生活課	自動償還であれば無い。この方式だと、小さな額も含め件数が増えるので、町の財政負担は今よりも増えると思われる。
委員	評価シートの1次評価の内容に、全年齢の一部自己負担を設けたとあるが、設けたのか。
町民生活課	0～6歳児に対しては設けていない。全年齢の内の一部（7～18歳）に対して自己負担を設け、年齢の範囲を拡充したというもの。
委員	拡充した年齢は。
町民生活課	通院に対しては、9～18歳も対象とし、入院に対しては16～18歳も対象とした。
委員	条例で入院、通院に関しての記述はあるのか。
町民生活課	助成額については5条において支給助成額ということでも明記しており、年齢要件に関しては別表にて記載している。入院、通院に関しては、改正され、ともに18歳までとなったので、区別せず「医療費」と記載されている。以前の条例では、8歳までは「医療費」、15歳までは「入院による医療費」となっていた。
委員	条例の文言について気になる点として、「内灘町の住民であること」という要件の記載が無いのではないかと。「住民基本台帳法によって内灘町に住居を定める～」といった文言が必要だと思う。評価シート、事業の妥当性に、高校3年生まで拡充したとあるが、高校3年生が必ずしも18歳とは限らないので、条例に従って18歳とした方がよい。
委員	関連して、対象が18歳で限られるのであれば、働いていない児童・生徒の医療費を助成する趣旨の条例なのかと思うが、働いていない19歳の高校生の医療費は助成されない。この部分に関して改正はあるのか。
町民生活課	改正を考えてはいない。
委員	5条で保険外併用療養費とあるが、これは保険がきかないという意味か。保険外の療養費は対象となるのか。
町民生活課	保険外については対象外。領収書のなかに、保険対象の部分と対象外の一部が併記されているものがあり、保険対象外の一部は含まないというのが括弧書きの中で示されていると判断している。
委員	この附加給付額の定義は明記されているか。
事務局	それぞれの保険によって異なるものであり、詳細は明記されていない。
委員	他の条例で、ひとり親家庭医療費助成という制度があると思うが、この対象となる年齢は。
町民生活課	0～18歳まで。
委員	この制度では0歳の子の申請では月1,000円の自己負担、乳児及び児童医療費助成

町民生活課 委員	制度では自己負担 0 円だが、どちらが適用されるのか。 0～6 歳に関しては乳児及び児童医療費助成制度が優先される。
町民生活課 委員	乳児の場合は異なるが、同じ方がよいのではないか。 どちらの制度も県事業になる。ひとり親の方は県事業そのまま所得制限で決められるが、乳児の方は所得制限無しとなっている。
町民生活課 委員	評価シートの取組内容の計画のところ、申請期間の見直し、0～6 歳の自己負担などがあるが、そういったことも踏まえての見直しということなのか。
町民生活課 委員	今の県内各市町の状況を見ると 18 歳まで自己負担無しに拡充しているが、財政面を考えれば 0～6 歳の自己負担の検討も考えられる。
町民生活課 委員	評価シート、事業の概要の目的に「早期発見と治療を促進」とあり、促進については費用の不安なく治療を受けることができるのでわかるが、早期発見とはどういった意味合いになるのか。
町民生活課 委員	制度があることで医療機関に行きやすくなると思う。 解釈の問題ではあるが「治療を促進して」でよい気もする。経済的な不安を持たずに受診が出来るという意味でよいと思う。
町民生活課 委員	達成指標の対象受給者数 5,090 人とあるが、どうカウントした数値か。
町民生活課 委員	0～18 歳までの人口。 申請件数が 6,970 件なので、1 人あたりおよそ 1.36 件となるが 2 回病院にかかっている人はあまりいないという認識でよいか。
町民生活課 委員	小さな子どもの方が医療機関によくかかり、中高生になると少なくなる。 「目標設定はできないが、予定どおり遂行できた」とあるが、目標が無いのに予定どおりとはどう解釈すればよいか。
町民生活課 委員	状況を考えての助成額、予算に対しての執行ができたという意味。 目標の設定は難しいと思う。コスト効率はこういった指標で普通となっているのか。このコストとは人件費がかかるといった意味になるのか。手続きをする事務手数料がかかるといったことか。
町民生活課 委員	事務を行う上で人件費がいくらかかっているという意味でコストとし、言葉として普通と表現した。 人件費をみると 0.7 人でわずかだが、ひとり親の方ではもっと金額はかかっている。これは正規職員が携わっているからという風にみえるが、そういう違いか。
町民生活課 委員	課内の職務分担という形で、そういう書き方になっているが、実務は職員で分担している。 事業の効率性で「現物給付をすると医療費の増大が予想される」とあるが、そうなのか。
町民生活課 委員	現物給付となると、医療機関に行った際に無料もしくは一部負担し、役場での手続きは必要なくなるので、現状申請されていない分も助成額に含まれ増大すると考える。 改善内容に「自己負担を設けること」とあるが、これは改善になるのか。財政的な

町民生活課 委員	面では改善といえるのかもしれないが、この制度自体としてはどうなのか。県や国は全年齢無料化といった流れなのではないか。
事務局 委員	県の方は負担を設けるといふもの、各市町の方で無料化、年齢の拡大を行っている。市町の動向としては無料、拡大ということであり、逆になる。申請期間を5年から1年にするのは理解できる。0～6歳までに1,000円負担を課すとどれだけになるのか。
町民生活課 委員	資料の実績件数のうち、0～6歳の申請件数×1,000円で500万円ほど見込まれる。事業の概要の目的に「保護者の経済的負担を軽減することにより」とあるが、所得制限を必ずしも設けなくてよいとはならないと思う。あってもよいと思う。検討はしているか。
町民生活課 委員	県内の全市町が所得制限を設けていないということもあり、今のところ検討していない。
委員	改善に医療費の削減も含まれるのであれば、どれくらいで所得制限を設けたら、どれくらいの削減になるか試算して検討してみた方がよいと思う。
委員	子ども手当等には所得制限はあるのか。
町民生活課 委員	児童手当にある。子ども1人で700万円程だったと思う。子どもの人数により加算される。
委員	児童手当は月いくら貰えるのか。
町民生活課 委員	3歳までが15,000円で中学生までが10,000円。小学生までの第3子は15,000円となる。
委員	以前は所得制限がなかったのか。
町民生活課 委員	制度が色々とかわっており、なかった時もあり、今現在は制限がある。仮に所得制限を設けた場合は、対象外となる方にその旨通知をしなければならないのか。
町民生活課 委員	申請に来られた際の所得の判断でわかると思う。
町民生活課 委員	乳児及び児童医療費助成の対象のおよそ5,000人には通知をしているのか。
町民生活課 委員	出していない。
町民生活課 委員	制度を知らない人もいるのか。
町民生活課 委員	最初の手続きの際に受給者証書を発行しており、出生届けを提出に来られた際や転入の際に合わせて手続きをしていただいているので、漏れはないと考えている。
委員	転出したとしても、住民票が内灘町にあった間の分に関しては助成の対象でよいか。
町民生活課 委員	対象となる。
委員	全国的にみて、所得制限を設けているかどうかはわかるか。
町民生活課 委員	その情報は調べていないのでわからない。
委員	県からの指導などで、所得制限を設けた方がよいといった通達はあるのか。
町民生活課	そのような通達はない。

福祉課	<p>2. (介護特会) 任意事業について (説明員：大徳茂 町民福祉部長、島田睦郎 福祉課長、上島恵美 地域包括支援センター所長、北正樹 課長補佐)</p> <p>評価シートについて概要説明及び2次評価についての説明</p>
委員	<p>【質疑応答】</p> <p>評価シートの取組内容で、平成26年度の内容に「紙おむつ購入費助成や介護慰労金の支給については、その要件を緩和することで」とあるが、どの点を緩和したのか。</p>
福祉課	<p>紙おむつの購入費助成については、これまで在宅で介護するときに、在宅で3ヶ月過ごし、4ヶ月目からを対象としていたものを、1ヶ月目から対象とし、利用しやすく支援を拡大した。慰労金も同様。</p>
委員	<p>年度の途中であるが、前年度に比べてどうか。</p>
福祉課	<p>若干増えている。</p>
委員	<p>内灘町家族介護支援事業実施要綱の別表に介護慰労金と紙おむつの対象要件が示されているが、介護慰労金の方は身体障害者手帳の一級、二級の要件が採用されていないが、介護慰労金のような制度が障害者の別の枠としてあるのか。</p>
福祉課	<p>障害の方には慰労金の制度は無い。</p>
委員	<p>要綱を見ると第一条で「要介護者を常時介護している在宅介護者に対し支給する」とあり要介護者とは別表に該当する者となっている。別表には慰労金も紙おむつも要介護認定区分の四と五、身体障害者の一級、二級も含まれると捉えられるが。</p>
福祉課	<p>ここでは「別表に掲げる支給要件に該当するものをいう」ということで、該当するものだけを指していると解釈していただきたい。</p>
委員	<p>要介護四、五で身体介護が必要で紙おむつがいるということで、福祉サービス審査会で紙おむつや介護慰労金の判断をしようと思うが、重度の身体障害者については介護の労力も大きいと思うが、介護慰労金が無い理由はあるのか。</p>
福祉課	<p>介護保険が始まる前の県の補助を踏襲しており、介護保険が始まる時に県が廃止したものを町が引き続き行ってきた経緯がある。障害者の方については国などの特別障害者手当等の別途手当があるので介護慰労金に関しては無い。</p>
委員	<p>内灘町配食サービス事業について、この支給対象要件では「65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、自ら調理することが困難である」とあるが調理が困難であるかどうかの判断は福祉サービス審査会で判断されるのか。</p>
福祉課	<p>こういった話があった際には、まず職員がその方の状態を確認させていただき、その情報をもとに福祉サービス審査会で協議している。</p>
委員	<p>配食サービスはかかった費用の二分の一で最高300円の補助、紙おむつの方は認定がされれば、月にどれだけ使っても使わなくても支給金額の5,000円は3ヶ月に1回なのか。</p>

福祉課	職員がご自宅にお伺いし、月にだいたい何枚ぐらいを使用するといった事も調査して判断している。
委員	評価シートの決算内訳に成年後見制度利用支援事業で 24 万円とあるが、平成 25 年度の実績値は 0 件なのに予算の執行があるのか。
福祉課	それに関しては申し立てと報酬の 2 つがあり、申し立てが無くても過去からの申し立てにもとづく報酬が発生している。
委員	何人分になるか。
福祉課	2 人。
委員	これはずっと続くのか。
福祉課	生活保護の方が対象となるので、生活保護の対象がいなくなれば外すことになる。
委員	生活保護の方だけが対象か。
福祉課	今のところは生活保護の方だけである。
委員	別紙の資料 2 で、23 年度は報酬 3 人、25 年度は 2 人と減っているが。
福祉課	亡くなられている。
委員	これから認知症の方が増えていくなかで、財産的基礎の弱い方には町の制度を利用する方がいると思う。増えることはあっても減ることはないと思うが、何か考えはあるか。
福祉課	2～3 人で推移している現状であり、大幅に増えると予想はしていない。生活保護の方も増えているという状況をみながら、見直しが必要な時期がくるかもしれないとは認識している。
委員	個人的には金沢市やかほく市に比べて良心的と感じる。
福祉課	他市町との比較資料にあるように、金沢市やかほく市では報酬は無いが、内灘町はもう一步進んだ形になっている。
委員	この報酬を払っている方は町民の方か。
福祉課	家庭裁判所から任命された方が成年後見人になっている。
委員	金沢市の方が任命されることもあるのか。
福祉課	ありうる。現在も対象者は内灘町だが、後見人は町外の方。
委員	要介護四、五でかなり重度の方ということだったが、具体的にはどのような状態の方なのか。担当者が実際に伺って紙おむつの必要性を判断とのことだったが、四、五に認定されるぐらいの方はあてはまることが多いとか、認知症の症状があるとか。
福祉課	認知症に加え寝たきり状態というような方たちになる。
委員	個々の差はあるだろうが、一般的なもので寝たきりとはどんな状態か。
福祉課	どこまでを寝たきりと捉えるかはあるが、車椅子に乗って散歩もできるが普段はほとんど布団の中にいるというのも寝たきりと捉えるので、若干捉え方に差はあるのかと思っている。
委員	そのために実際に出向いて判断をするということか。紙おむつが必要かなど。
福祉課	どのくらいの枚数を使っているかなど家族の方から聞き取り調査も行っている。

委員	他の市町をみると要介護二以上でも対象だとか、その取組は様々だが、例えば必要と判断された方は月 5,000 円いただくとも必要な紙おむつ代のどれくらいの負担軽減になるのか。
福祉課	個々によって枚数はまったく違うとは思いますが、1日に紙おむつにパットをつけて利用する方など様々なので、1袋の値段はわからないが、3,000円ぐらいと思う。
福祉課	補足として、要介護五の表現の方法として、日常生活全般に全面的な介助が必要な方、意思疎通も困難な方、というような表現を一般的にしている。
委員	要介護四、五の方は内灘町にどれだけいるのか。
福祉課	26年3月末の時点で要介護四の方が113名、要介護五が77名。
委員	在宅については。
福祉課	在宅の四は38名、五は26名。
委員	その中には在宅介護の慰労金などを申請していない方もいるのか。
福祉課	申請できない理由として、ひと月の内15日以上は在宅が条件となっており、ショートステイを利用されている方もいて、条件から外れている。
委員	介護慰労金に関しては介護を経済的な面から支えるということで、月に15日以上在宅であることというのはわかるが、紙おむつに関してはショートステイであっても実費がかかるのでは。介護保険の対象外ではなかったか。
委員	ショートステイであっても必要なので在宅であるかを条件にするのはどうかと思う。
委員	15日在宅というのは何か法令等の基準があるのか。
福祉課	基準はない。
委員	配食サービスに、定期的にとあるがどのような頻度か。
福祉課	365日毎日利用することが可能。
委員	配食サービスの事業者は何社か。
福祉課	現在3社。
委員	配食サービス事業委託料について、金額を延べ人数で割ると、23年度24年度は300円で、25年度は286円と300円を下回っているが何か理由があるのか。
福祉課	24年度までは定額の600円のお弁当と決めていたが、25年度の要綱改正の際にお弁当の種類やおかずだけなど自由に選べるスタイルに変えた。その結果端数が出るようになったため。
委員	12人だけ利用しているのか。
福祉課	そうです。
委員	自ら調理するのが困難な高齢者の場合、ホームヘルパーの生活援助として食事を作ってもらったりするのが大半なので、お弁当を頼むのは少ないのだろうか。
福祉課	まず家族がいる方は対象とならないのと、デイサービスを利用している方はそこで昼食を食べること、ホームヘルパーもあるので、今のところはこれくらいの人数でと思っているが、今後少し増えるかと思う。
委員	デイサービス利用していたら頼めないのか。

福祉課 委員	昼食はデイサービスで食べるので、夕食の利用が可能。 夫婦でどちらも老齢であれば利用できるか。
福祉課 委員	調理ができるかできないかが要件となる。 買い物に行けなければ、できないということによいか。
福祉課 委員	その辺について職員が現状をみさせていただいて判断している。 24年度から25年度に利用人数が急増しているが。
福祉課 委員	24年度までは条件が他にもあった。例えば高齢者世帯の隣に息子世帯がある場合などは断っていた。こういった要件を外したことで利用者が増えた。 高齢者見守り訓練事業の24年度の勉強会が延べ181人参加しており、他の年と比べると倍ほど違うのはなぜか。
福祉課 委員	23年度は1地区、24年度は3地区を対象としたため、単純に増えた。 25年度も3地区だが、他の地区より参加者が少なかったと捉えればよいか。
福祉課 委員	同じ3地区だが25年度は参加者が少なかった。 見守り事業の支出267,523円があるが、どういったことに使われたのか。
福祉課 委員	一番大きなものとして、それぞれ何回も教室を行っており講師を招いている。その講師謝礼が含まれている。あとはお茶代等も若干含まれている。 介護給付費適正化事業の内容は。
福祉課 委員	介護保険法に定められているもので、サービスを利用されている方のところへ事業所から請求書が届くのだが、町の方へ実際にどれだけのサービスを利用したかの連絡がきているので、その通知を利用された方へ送るための通信運搬費が一番大きいと思う。
委員	色々施設ができれば利用する方も増えるので費用は増えていくことになる。
委員	国や県からの補助は何割か。
福祉課 委員	補助金については細かく決められており、介護保険の仕組みを説明しなければいけないが、この任意事業というところで捉えると、国が39.5%、県と町が19.75%、残りを1号被保険者が負担することになっている。
委員	町の持ち出しは約2割だが、これ以上はできないのか。
福祉課 委員	町単独の事業で可能だが、財政状況や他の福祉施策とのバランスの問題かなと思う。 もっと財政余裕があれば違う事業を行ってもよいか。
福祉課 委員	介護保険法の中で地域支援事業というのが保険給付費の3%という制約もある。 介護のつどいや高齢者見守り訓練の勉強会等に色々テーマがあるが、テーマ設定は誰がしているのか。
福祉課 委員	保健師などが行っている。 何かした方がよいことなどを発案していると。参加された方からの反応、こういうことをしてほしい等はあるか。
福祉課	毎回アンケートをとっているのですが、そのアンケートに基づいて行っている部分もある。介護の分野も新しいものが増えているので、その紹介を行ったりもしている。

委員	介護者のつどいで、家で介護をしている方や心身のリフレッシュで外に出る機会は大切だと思うのだが、家で一人で介護を行わなければならない方が参加したい場合は、ヘルパーさんに来てもらうなど体制はできているのか。
福祉課	デイサービスはだいたい 4 時までということもあるので、なるべく開催時間を 1 時半から 3 時までといった風にしていく。
委員	せつかくこういった機会があるのであれば、介護の状況から、一時的に外れるというのも大事な目的だと思うし、追い込まれている人に対しては、逆に、訪問は別のサービスになるかもしれないが、そういった意味でのサポート体制などの、介護している方への負担軽減が考えられる。
委員	在宅介護の方にシフトしてきているので、地域包括ケアという部分でも、在宅の介護者のケアを進めていく必要があると思う。
委員	地域包括支援センターの方で声掛けとかボランティアを募って講習などあるが、本当に来てほしい人、行かなければいけない人というのはわからない。
福祉課	介護になられて一人暮らしとか、日中一人だとか、外に出られなくて誰とも話できないという方も多くいるので、ケアマネとかにお願いして、傾聴ボランティアの方もいらっしゃるとい話をできたらなと思っている。
委員	去年だとボランティアが 9 人いて利用者は 6 人だった。利用者も元気な方が多く、本当に行かなければならない方はもっと多くいると思うが、それをどう選ぶというかどうしていいかという課題がある。
福祉課	求められている方と、何かできないかという方の情報のリンク、それから介護を求められている方にどうやってそういう情報を伝えていくかを考えていきたいと思う。
事務局	15:55 今後の予定 第 3 回委員会 11/26 (水) 9:30～ ・通学バス管理費 (学校教育課) ・心の教育推進事業 (生涯学習課) 16:00 議事終了